

第38次宮城県社会教育委員の会議 意見書【概要版】

審議の背景

1 「第4期教育振興基本計画」(R5.6 閣議決定)

- 総合的な基本方針・コンセプト
【持続可能な社会の創り手の育成】
【日本社会に根差したウェルビーイングの向上】
- コンセプトの実現に向け、実効ある教育政策を進めるため
政策の目標と基本施策を示している
目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
【基本施策】
 - ・社会教育施設の機能強化
 - ・社会教育人材の養成・活躍機会拡充
 - ・地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

2 宮城県の状況

(1) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)(R6.3)

- 【生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる】
 - ・誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実
 - ・多様な学びによる地域づくり

(2) 県民意識調査

- ・「社会とのつながり」、「生活の楽しさ」の項目について、不満群が満足群を上回る

3 これまでの意見書

(1) 36次「新たなステージに向けたオールみやぎの取組」

- <目指す姿>「住んで楽しい！学んで楽しい！
関わって楽しい！私たちの地域」

(2) 37次「世代をつなぐ協働力を育む～若者とともに～」

- 36次の目指す姿を実現するため、若者の地域活動への参画促進手法について提言

4 公民館等社会教育施設の状況

- (1) 文部科学省「社会教育調査」
 - ・公民館数の減少、指導系職員数の減少
- (2) 宮城県教育庁生涯学習課「社会教育行政調査」
 - ・公民館職員の約4割が兼務職員
- (3) 社会教育拠点施設(公民館等)訪問実施報告
 - ・地元からの理解が得られず、ボランティアが集まりにくい
 - ・コロナ禍での事業中断によりノウハウ継承が途絶える
 - ・公民館事業のマンネリ化、利用者の固定化
 - ・中高生、現役世代等、若者の利用が少ない
- (4) 公民館等職員研修会アンケートから
 - ・予算や職員などのリソース不足
 - ・実践的なスキルを習得するための研修会への期待

審議テーマ

「みやぎを“カケル”公民館※」～住民と地域のウェルビーイングのために～

県内の先進的な取組や実践事例を参考に、公民館事業をより一層活性化させ、地域の力を引き出すことを目指し、県が行うべき取組とその方向性について審議するため、本テーマを設定

※社会教育法に基づく公民館に加え、公民館と同等の設置目的、事業内容が定められており、市町村が設置・所管する施設を含む

【これからの公民館に求められること】

- ・誰もが気軽に立ち寄れ、住民同士が対面によるつながりを育める場であること
- ・多様な選択肢の中から自らの意思で学びや活動を選択できる場であること
- ・学び合いや教え合いを通して喜びや生きがいを実感できる場であること
- ・住民の学びの成果が地域活動や地域づくりに還元されること
- ・事業の企画や運営に住民の意向が適切に反映されること

【公民館に関する市町村の役割】

- ・公民館を設置し、定期講座や講演会の開催等を通じて、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

【公民館に関する県の役割】

- ・社会教育に携わる者の研修に必要な講習会の開催、資料の配布等を行う
- ・公民館が適切に運営されるよう、市町村に対し指導、助言その他の援助に努める

【県の取組と課題(▲)】

- ・研修会の実施…職員の専門性を育成し、資質と実践力の向上を図る
 - ▲県庁での開催が多い ▲担当業務との兼ね合いにより参加が難しい職員が存在
 - ▲参加者が固定化している
- ・社会教育拠点施設訪問(公民館等)…教育事務所社会教育主事による巡回訪問
 - ▲1、2年に1回の訪問であり、日常的な支援に結びつきづらい
- ・市町村サポート事業…市町村が抱える課題等に対して県がサポートチームを編成し、指導、助言
 - ▲事業の内容や活用事例のさらなる周知が必要
- ・地域力向上講座…地域づくりに関心を持ち、地域住民と共に課題解決に取り組む人材の育成
 - ▲開催地での継続的な取組や他市町村への実践の普及啓発が必要
- ・共生社会推進事業…学校卒業後の障害者の生涯学習プログラムの実践を支援
 - ▲県全域には広がっていないため継続的な働き掛けが必要 ▲他課室との連携が必要

提言 公民館が地域のコミュニティ拠点として活性化するため、特色ある取組等を参考に事業を実践しやすくなるよう次の提言をする

提言1 住民とともに地域の未来をつくる公民館

- 描 公民館が日常的な交流の場や幅広い学びの機会を提供し、地域に根ざした拠点として、住民の自主的な活動を後押ししつつ、住民とともに地域の未来を描ける場であり続けることを期待

提言2 公民館事業の充実を図るための職員の研修機会の充実

- 馬 県教委によるアウトリーチ型、オンライン型研修の実施
- 架 県教委の公民館訪問による伴走支援、個別相談の充実
- 公民館職員が必要に応じて利用できる実践事例の紹介、HP掲載
- 公民館職員等の社会教育主事講習受講促進

提言3 多様な主体との連携やネットワークづくりの支援

- 学校・大学・地域団体等との連携事例の紹介
- 県所管施設の活用促進、体験会の開催
- 外部人材や協力団体と公民館が連携するための支援
- 県内公民館相互の連携づくりの支援



意見書

—審議テーマ—

「みやぎを “カケル” 公民館」

～住民と地域のウェルビーイングのために～

令和8年4月

第38次宮城県社会教育委員の会議

はじめに

我が国では、少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域社会の在り方が大きな転換期を迎えています。人口構造の変化は、地域の暮らしや活動の基盤に影響を及ぼし、地域によっては人と人とのつながりが弱まり、地域活動の継続や担い手の確保が難しくなっている状況が指摘されています。

このような状況を背景に、国は「第4期教育振興基本計画」において、「持続可能な社会の創り手の育成」と、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を今後の教育政策に関する基本方針として掲げています。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、ウェルビーイングの実現に当たっては、自己実現を図るための学習が非常に重要で、個人の意思で生涯を通じて行う生涯学習は不可欠だとしています。

また、ウェルビーイングは個人の状態のみならず、個人を取り巻く周囲の他者や暮らしている社会そのものを含めた他者との良好な関係性の構築が必要なことから、誰もが年齢を問わず学び続け、一人ひとりが求める多様な学びを互いに尊重し合いながら地域社会の担い手を育み、地域コミュニティの基盤を安定させる地域づくりとしての社会教育の振興が重要だとしています。

本県においても同様に、人口減少や少子高齢化に加え、東日本大震災等を通して、地域コミュニティの重要性が再認識されており、住民同士が日常的に集い、互いに顔を合わせて交流することができる場の必要性が一層高まっています。公民館※1は、世代や立場を問わず多様な住民が自然に集い、交流しながら地域の課題に向き合う場として、地域社会の持続性を考える上で、ますます意義を増しています。

このような認識のもと、今期の宮城県社会教育委員の会議兼宮城県生涯学習審議会では公民館が地域の「学び」と「交流」を支える拠点として機能するために、県教育委員会がどのような取組、支援をすべきかに焦点を当て審議を行いました。審議では、県内各地の公民館の実践事例に注目し、その工夫や成果を共有することが、現場の新たな取組の創出につながるとの認識を深めてきました。

本意見書は、こうした審議を踏まえ、公民館が直面する課題を乗り越え、地域の核として住民に求められる場となるため、県に期待する取組等を示すものです。本提言の趣旨を、幅広く関係者の皆様と共有し、宮城県の社会教育・生涯学習の一層の推進につながることを願います。

第38次宮城県社会教育委員の会議議長 兼
第14次宮城県生涯学習審議会会長
野澤 令照

※1 社会教育法に基づく公民館に加え、公民館と同等の設置目的、事業内容が定められており、市町村が設置・所管する施設を含む。

[目 次]

はじめに

第1章 審議の背景	1
1 第4期教育振興基本計画	1
2 宮城県の状況	1
(1) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)	1
(2) 県民意識調査の結果	3
3 これまでの県社会教育委員の会議兼生涯学習審議会の意見書	3
(1) 第36次宮城県社会教委育委員の会議兼第12次宮城県生涯学習審議会	3
(2) 第37次宮城県社会教委育委員の会議兼第13次宮城県生涯学習審議会	3
4 公民館等社会教育施設の状況	4
(1) 文部科学省「社会教育調査」	4
(2) 宮城県教育庁生涯学習課「社会教育行政調査」	5
(3) 社会教育拠点施設(公民館等)訪問実施報告	5
(4) 公民館等職員研修会アンケート	6
第2章 県の取組と課題	7
第3章 審議テーマについて	9
第4章 提言	10
提言1 住民とともに地域の未来をつくる公民館	10
提言2 公民館事業の充実を図るための職員の研修機会の充実	10
提言3 多様な主体との連携やネットワークづくりの支援	11
参考資料	
1 先進地視察より(地域のコミュニティ拠点として機能している施設の実践例)	13
2 各施設のホームページ等一覧	27
3 公民館の経営改善の研究調査事例	27
4 第38次宮城県社会教育委員の会議実地調査要項	28
5 審議経過	29
6 第38次宮城県社会教育委員の会議兼第14次宮城県生涯学習審議会委員名簿	30

第1章 審議の背景

1 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

2040（令和22）年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング※2の向上」が掲げられています。

上記の基本方針の下、計画では、次の5つの基本的な方針を示しています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

さらにこれらの基本方針の下、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、グローバル社会における人材育成等16の教育施策の目標が示されており、このうち、目標10「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」においては、地域コミュニティの基盤強化に向けて、以下の3点を基本施策として示しています。

○ 社会教育施設の機能強化

公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用や住民相互の学び合い、交流の促進、関連施設・施策や民間企業との連携を推進 等

○ 社会教育人材の育成・活躍機会拡充

社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備や他機関等との連携促進、社会教育士の称号取得や社会教育人材のネットワーク化の促進 等

○ 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や地域における家庭教育支援の充実、公民館等の社会教育施設の活性化等に取り組むとともに、これらの社会教育施策と福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携を推進 等

2 宮城県の状況

(1) 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）（令和6年3月）

宮城県では、教育の振興に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定し、中間見直しを行った上で、令和6年3月に第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）を策定しました。施策の全体体系は、図1のとおりです。

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、2つの「横断的な視点」を持ちながら、それらの実現に向けて取り組んでいくこととしています。

そのために実施する主な施策を11の「基本方向」に分け、全部で34の取組を示し、そのうち16の取組について、重点的取組として特に力を入れて推進するとしています。

※2 ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態であり、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。（第4期教育振興基本計画、令和5年）

目標5「生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。」では、基本方向として「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」を掲げています。

さらに、具体的な取組として、(1)「誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実」、(2)「多様な学びによる地域づくり」、(3)「文化芸術活動の推進」、(4)「スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築」、(5)「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」の5点を示しています。

このうち、(1)「誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実」を重点的取組とし、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進め、「学びと実践の循環」の形成に取り組むとともに、高度化・多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するとしています。

また、(2)「多様な学びによる地域づくり」においては、公民館等の社会教育施設が地域づくり部門と協力し、地域住民の自発的な学習等の場として取り組めるよう支援する、多様な学習成果の実践や活動への参画を通して地域コミュニティの活性化につなげていく、地域の生涯学習の推進を支えるリーダーを育成する、文化・芸術団体とスポーツ団体が協働して活動できる環境づくりに取り組むとしています。

図1 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）施策の全体体系



出典：「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）～志を育み、明るい未来の創造へ～」
 （宮城県・宮城県教育委員会 令和6年3月）

(2) 県民意識調査の結果

県では、令和2年に策定した「新・宮城の将来ビジョン」に基づく政策について、県民の満足度等を把握し、県政運営に反映させることを目的に、毎年「県民意識調査」を実施しています。

令和6年度の調査では、暮らしの満足度に関する設問のうち、「コミュニティの賑わいなど社会とのつながり」については、「満足」、「やや満足」と回答した満足群の割合が35.3%である一方、「やや不満」、「不満」を合わせた割合は41.8%となり、満足群を上回る結果となりました。また、「余暇活動や生きがいなど生活の楽しさ」については、満足群が42.4%で、「ワークライフバランス」や「文化・芸術・スポーツへの親しみ」など他の項目より満足群の割合が高かったものの、不満群は45.5%となっており、満足群を上回っています。

3 これまでの県社会教育委員の会議兼生涯学習審議会の意見書

(1) 第36次宮城県社会教育委員の会議兼第12次生涯学習審議会（令和2年5月～令和4年4月）

第36次宮城県社会教育委員の会議兼第12次生涯学習審議会では、中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月）」、「新・宮城の将来ビジョン（令和2年12月）」、「第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年3月）」などを踏まえ、「新たなステージに向けたオールみやぎの取組～継承と創造によって持続する地域へ～」を審議テーマとして議論を行い、以下の提言を行いました。

<目指す姿>

『「住んで楽しい！学んで楽しい！関わって楽しい！」私たちの地域』

<提言の視点>

1 「学びづくり」

地域社会における様々な課題や人びとの多様な学習ニーズに対応していく

2 「人びとづくり」

社会教育を推進していくためのキーパーソンとなる人びとやこれからの地域社会を担う多くの人材を育成する

3 「絆づくり」

世代や性別、障害の有無などにとらわれず多様な人びとがつながり、よりよい地域をつくる

(2) 第37次宮城県社会教育委員の会議兼第13次生涯学習審議会（令和4年5月～令和6年4月）

第37次宮城県社会教育委員の会議兼第13次生涯学習審議会では、第36次の意見書に掲げた目指す姿を実現するため、若者の地域活動への参画促進に焦点を当て、審議テーマを「世代をつなぐ協働力を育む～若者ととともに～」として議論を行い以下の提言を行いました。

1 若者の参画をサポートできる人材の育成

（対話を通じた大人の意識改革／大人の協働力を高める取組）

2 若者の活動等に関する情報収集／若者に届く情報発信

3 若者ととともに学び合う機会の充実

4 公民館等社会教育施設の状況

(1) 文部科学省「社会教育調査」

全国の社会教育施設※3数は、平成17年の78,218施設から20年間で約8.8%(6,879館)減少しています。図書館、博物館、生涯学習センター※4等が増加傾向にあるものの、公民館や青年教育施設、社会体育施設は減少しており、特に、公民館(類似施設※5を含む)は約28.3%(5,151館)の減と、減少幅が大きくなっています。その要因として、公益財団法人全国公民館連合会の「2018年度全国公民館実態調査まとめ※6」では、閉館・廃館、別施設・別部署への移管、施設統合などが挙げられています。

また、職員数も平成17年の56,311人から約22.7%(12,764人)減少しており、中でも、事業企画や地域団体との調整など、公民館事業の中核を担う指導系職員※7数は、平成17年の17,805人から約36.1%(6,422人)減と減少率が特に高く、1館あたりの指導系職員数は、約0.87人となっています。(表1)

表1 全国の公民館数及び職員数の推移

調査年	公民館数	職員数		指導系職員 の割合	1館あたり の総職員数	1館あたりの 指導系職員数
		総数	指導系 職員数			
H17	18,182	56,311	17,805	31.6%	3.1	0.98
R6	13,031	43,547	11,383	26.1%	3.3	0.87

出典：「社会教育調査」(文部科学省、平成18年・令和7年、令和6年度結果は中間報告値)

県内の公民館数は、平成17年には548館でしたが、令和3年※8には20.8%(114館)減少しています。これは、全国の公民館の減少割合よりはゆるやかな減少(約17.5%の減)となっています。また、平成17年の職員数は、1,797人から約17.5%(314人)減少しており、そのうち指導系職員は、838人から約55.7%(467人)減少し、総職員数に占める指導系職員の割合は平成17年の約46.6%から令和3年には約25.0%まで低下しています。1館あたりの指導系職員数は0.85人で、全国平均とほぼ同じであり、指導系職員を配置していない公民館も見られます。(表2)

表2 宮城県の公民館数及び職員数の推移(仙台市を含む)

調査年	公民館数	職員数		指導系職員 の割合	1館あたり の総職員数	1館あたりの 指導系職員数
		総数	指導系 職員数			
H17	548	1,797	838	46.6%	3.28	1.53
R3	434	1,483	371	25.0%	3.42	0.85

出典：「社会教育調査」(文部科学省、平成18年・令和4年)

(2) 宮城県教育庁生涯学習課「社会教育行政調査」

令和6年度の社会教育行政調査によると、仙台市を除く宮城県内の公民館1館当たりの職員の数は館長を含む3人体制が最も多くなっています。一方、職員が常駐しない公民館や館長のみの公民館、職員数が10人以上の館もありました。

職員のうち約40.6%が兼務職員となっており、市町村の生涯学習課職員が公民館業務を兼務していたり、公民館職員が複数の施設管理を兼務している例も見られました。職員数のうち、常勤職員は約60.5%、会計年度任用職員が39.5%です。

図2 宮城県内の1館あたりの公民館職員数（仙台市を除く）

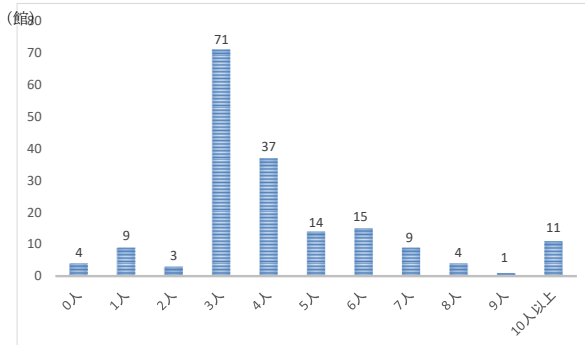
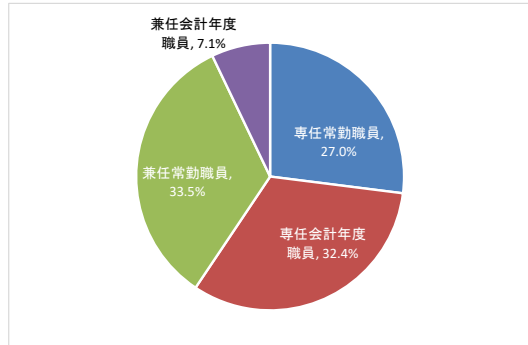


図3 宮城県内の公民館職員の勤務形態（仙台市を除く）



出典：「社会教育行政調査」（宮城県教育庁生涯学習課、令和6年度）

（3）社会教育拠点施設（公民館等）訪問実施報告※9

県内の各教育事務所が管内公民館を訪問する際に実施したアンケート及び聞き取り調査では、以下のような課題が挙げられました。

- ・担当職員が複数施設の管理運営や各種事業を兼務しており各世代のニーズに合った講座開催が困難
- ・予算や人員が限られているため事業展開に制約がある
- ・地元からの理解が得られにくく、ボランティアが集まりにくい
- ・人事異動により社会教育未経験者が担当になり、企画立案に苦慮している
- ・コロナ禍による事業中断で運営ノウハウの継続性が分断されている。特に町内会との連携づくりに苦慮している
- ・公民館事業のマンネリ化

また、他の公民館に聞いてみたいこととして、以下の意見が挙げられました。

- ・参加者募集の際の工夫点や新規参加者の開拓
- ・効果的だったボランティアの募集
- ・講座を計画する際の地域課題の掘り起こしや目標設定の方法
- ・受講者の主体性を育てるプログラム構成
- ・男性や若年層を呼び込むための具体的な講座内容や成功例
- ・SNS等を活用した広報・DX化の実例

（4）公民館等職員研修会アンケート※10

自由記述形式でアンケートを実施したところ、現在ある講座を継続しながら新規事業を模索するための時間確保が困難であることや、予算や研修機会の不足といった回答がありました。また、研修会への要望として、ファシリテーション等、実践的スキルの習得を求める声が上がりました。

- ※3 公民館（類似施設を含む）、図書館、博物館、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター
- ※4 地域における生涯学習を推進するための中心機関として、以下の(1)～(6)の事業の全部または一部を行い、地方公共団体が条例又は要綱で設置した施設。
 - (1)生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること (2)学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関すること (3)関係機関との連携・協力及び事業の委託に関すること (4)生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること (5)生涯学習の成果に対する評価に関すること (6)地域の実状に応じて、必要な講座等を主催すること
- ※5 社会教育法第 42 条に規定する公民館に類似する施設。公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設（※地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき管理者を指定しているものを含む）で、公民館と同様の事業を行うことを目的に掲げる社会教育会館、社会教育センター等。ただし、劇場、音楽堂、集会所、自治公民館は除く。「社会教育調査—用語の解説」（文部科学省 HP）
- ※6 「2018 年度全国公民館実態調査まとめ」（公益財団法人全国公民館連合会、令和 3 年 3 月）
- ※7 公民館においては公民館主事を指し、主に事業の指導等に当たるものをいう。（令和 6 年度社会教育統計（社会教育調査の結果）中間報告の公表について、文部科学省、令和 7 年 7 月）
- ※8 令和 6 年度社会教育調査の都道府県ごとの確定値は令和 8 年 3 月公表予定のため、現時点で最新の数値となる令和 3 年調査の結果を用いる。
- ※9 「社会教育拠点施設（公民館等）訪問実施報告」（宮城県仙台教育事務所、令和 7 年）など
- ※10 令和 7 年度社会教育関係職員・公民館等職員研修会（令和 7 年 5 月宮城県教育委員会主催）後に参加者に実施したアンケート

第2章 県の取組と課題

社会教育法では、市町村は、公民館を設置し（第21条）、定期講座や討論会、講習会、講演会、実習会、展示会の開催（第22条）等を通じて、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（第20条）としています。

一方、都道府県の教育委員会は、社会教育を行う者の研修に必要な講習会の開催、資料の配布等を行う（第6条）こととされています。また、市町村が設置する公民館が基準に従って設置、運営されるよう市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする（第23条の2の2）と示されています。

本県教育委員会が公民館及びその職員を対象として実施している主な事業は以下のとおりです。

1 社会教育関係職員研修

公民館職員等の専門性や実践力の向上を図るため、職務内容や経験年数に応じた研修を実施している。基礎的な理論研修に加え、学習プログラムづくりやファシリテーション、共生社会の推進等をテーマとした講義・演習を行い、実践に生かせる学びの機会を提供する。

（成果） 理論と実践を組み合わせた研修により、職員の理解が深まるとともに、市町村職員間のネットワーク形成にもつながっている。

（課題） 開催場所や業務都合により参加が難しい職員がいるほか、参加者が固定化する傾向がみられる。研修会に参加しない理由やニーズ把握が必要。

2 社会教育拠点施設訪問（公民館等）

教育事務所の社会教育主事が各圏域の公民館を巡回訪問し、現状や課題の把握を行うとともに、事業運営や地域連携等に関する助言、情報提供を行っている。

（成果） 職員の疑問や相談に対し、具体的な助言が可能となり、公民館の実践に活かされている。

（課題） 訪問時のみの支援にとどまりやすい傾向がある。社会教育未経験者等、継続的な支援が必要な場合に日常的に相談できる体制や複数回の訪問支援が必要。

3 市町村サポート事業

市町村が抱える個別の課題解決や職員の資質向上のために必要な支援を行うことを目的に、県生涯学習課が外部アドバイザー等によるサポートチームを編成し、生涯学習推進計画策定や事業改善に向けた助言を行っている。例えば、公民館事業の企画・立案への助言、公民館職員を対象とした研修会の開催に向けたサポート、生涯学習推進計画の見直しと策定に関する助言、住民ニーズの調査を実施する際の助言、小中高生対象リーダー養成講座の開催に向けた助言等を支援内容としている。

(成果) 市町村の生涯学習推進計画の策定において、個別の課題に応じた具体的な助言を行うことで、策定業務が円滑に進んだ。公民館職員の研修会を実施した際には、事前に開催市から研修内容の要望を聞くことで、ニーズに即した研修を行うことができ、また、その後研修で学んだことを青年団活動を行う際に取り入れ、青年団の活動が活性化した事例も見られる。

(課題) 具体的な事業内容や活用事例が市町村の担当者に理解されておらず、利用が限られている。

4 みやぎ県民大学推進事業（地域力向上講座）

地域づくりに関心を持ち、課題を的確に捉え、地域の人々と共に課題解決に取り組む人材の育成を目的として、市町村を会場に、地域住民を対象としたワークショップを実施している。公民館を会場とすることが多く、個人の学習成果を地域で生かし、地域コミュニティの活性化につなげることを目指している。

(成果) 地域の活性化を図るためのプロジェクトを講座内で企画するだけにとどまらず、公民館の支援を受けながら自主的な活動として実施することができた。また、講座終了後も受講生同士のつながりが継続し、新たな団体として活動したりする事例がみられる。

(課題) 講座で学んだことや実践について、継続した取組につなげることが必要。また、他市町村への事例紹介や情報共有を通し、実践を広げていくことが必要。

5 学びを通じたみやぎの共生社会推進事業（令和5年度～7年度）

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、学校卒業後における障害者の学びの機会の確保を目的として、市町村の障害者の生涯学習プログラムの実践を支援した。実施主体として公民館が事業を計画、実施し、共生社会の推進に取り組んでいる例もある。

(成果) 公民館を実施主体として事業を行ったことで、地域の方々の参加が増えた。事業に参加した人からは「障害当事者と一緒に活動する機会はなかったので非常によい経験だった」などの感想が寄せられた。

公民館での事業の開催をきっかけに、市内の障害者団体から公民館でニュースポーツの体験会をできないかという相談があるなど、公民館が障害がある人の活動の場としての選択肢に加わった事例がみられた。

(課題) 共生社会の推進に取り組んでいる公民館は増えているが、県全域には広がっていないため今後も継続的な働き掛けが必要。関連する他課室と情報交換する場を設定し、連携を進めることが必要。

第3章 審議テーマについて

【第38次審議テーマ】

「みやぎを“カケル”公民館」

～住民と地域のウェルビーイングのために～

価値観やライフスタイルが多様化し、地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域が継続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要です。

このような状況を踏まえ、第36次社会教育委員の会議では、目指す姿を『「住んで楽しい！学んで楽しい！関わって楽しい！」私たちの地域』とし、実現のための方策を「学びづくり」、「人びとづくり」、「絆づくり」の3つの視点でまとめ、包括的な提言を行いました。

第37次社会教育委員の会議では、第36次の提言を踏まえ、若者の地域活動への参画促進に焦点を当て、審議テーマを「世代をつなぐ協働力を育む～若者ととともに～」として議論を行い、意見書を上申しました。

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、地域住民が共に学ぶ社会教育の充実が、地域コミュニティの基盤強化につながるとの考えが示され、学びの場としての公民館の機能強化を図ることが基本施策に盛り込まれています。

今期の会議では、第36次、第37次の審議内容を念頭に置きつつ、公民館事業の活性化を中心課題とし、教育振興基本計画が示す「住民相互の学び合い・交流の促進」、「関連施設・施策や民間企業等との連携」などの視点も踏まえながら審議を行いました。

審議ではこれからの公民館に求められることとして、以下の5点を確認しました。

- ・誰もが気軽に立ち寄り、対面によるつながりを育める場であること
- ・多様な選択肢から自らの意思で学びや活動を選択できる場であること
- ・学び合いや教え合いを通して喜びや生きがいを実感できる場であること
- ・住民の学びの成果が地域活動や地域づくりに還元されること
- ・事業の企画や運営に住民の意向が適切に反映されること

一方で、公民館職員の多忙化や他の業務との兼ね合い等により、研修会への参加が難しいといった公民館の現状も浮き彫りとなりました。これらの課題を解決していくためには、県が実施する研修会や公民館訪問等の支援事業について、内容や実施方法を見直していく必要があります。

また、現場の職員が求めている、「他館の実践事例」や「先進的な取組」に関する情報を収集し、広く共有する仕組みづくりも不可欠です。

以上の審議を踏まえ、公民館に対する県の支援の在り方を明確にし、今後の取組の方向性を示すものとして、今期のテーマを上記のとおり決定しました。

なお、テーマに掲げた「カケル」は、架ける、駆ける、掛ける、描けるなど、目にした方それぞれが、様々な漢字のイメージを持てるようカタカナ表記としています。人と人、人と地域を『つなぐ（架ける、架け橋となる）』役割、つながった人々や地域がともに未来へ『歩みを進める・駆けていく』姿、公民館が様々な主体と連携する『掛ける』、住民とともに未来の姿を『描ける』公民館など、多様な意図が込められています。この表記により、公民館が地域の活力を生み出す拠点として機能していく姿を象徴的に表しています。

第4章 提言

【第38次審議テーマ】

「みやぎを“カケル”公民館」

～住民と地域のウェルビーイングのために～

宮城県内には、地域に根ざし、住民に寄り添いながら特色ある取組を実践している公民館が数多くあります。これらの公民館では、住民の声を丁寧に聴き取り、地域の課題やニーズに応じた事業を展開することで、学びとつながりを生み出し、地域の活性化につなげています。こうした実践は、特別な条件が整った一部の公民館のみが実現できるものではなく、どの公民館においても、それぞれの地域の実状に応じた形で展開していくことが可能だと考えられます。「できることから始める」一步一步の積み重ねが地域の未来をよりよい方向へ動かす力となると考えます。そのためには、現場の職員が自信と意欲を持って取り組める環境づくりが不可欠です。本章では、これからの公民館に求められること、そのために県が行うべき取組とその方向性を以下の3つの視点から提言します。

提言1 住民とともに地域の未来をつくる公民館

描 掛

公民館は、学びを通して人と人がつながり、地域に新たな関わりや取組を生む身近な拠点です。特に東日本大震災を経験した本県においては、地域住民同士の日常的な交流がいざという時に支え合える関係の土台になることを体験を通して学びました。

これからも公民館には、講座や事業を通じ、住民の多様なニーズに応え、幅広い学びの機会を提供するとともに、住民一人一人の思いや関心に寄り添いながら、人と人、人と地域をゆるやかにつなぐ役割が求められます。日常的な声掛けや対話、実践を通じた学びの積み重ねは、地域への理解を深め、住民の自主的な参加や活動を後押しする力となります。

公民館は、地域に根ざした拠点として、人と想いをつなぎ、住民とともに地域の未来を描ける場であり続けることが期待されます。

提言2 公民館事業の充実を図るための研修機会の充実

駆 架

- 1 県教委によるアウトリーチ型、オンライン型研修の実施
- 2 県教委の公民館訪問による伴走支援、個別相談の充実
- 3 公民館職員が必要に応じて利用できる実践事例の紹介、HP掲載
- 4 公民館職員等の社会教育主事講習受講促進

「第4期教育振興基本計画」では、公民館をはじめとする社会教育施設に対し、子供の居場所づくりや住民同士の学び合い・交流の促進、関係機関等との連携強化といった役割が求められています。公民館事業のマンネリ化を防ぎ、より活性化していくためには、職員が研修や講習を受けやすい環境を整備し、学んだ知識や技能を実践に生かせる

仕組みを充実させることが重要です。

これまで主に県庁で実施していた研修会を、各圏域に出向いて実施するアウトリーチ型で開催したり、オンラインを併用した方式を取り入れたりすることにより、移動や業務調整の負担を軽減し、より多くの職員が参加しやすい研修環境を整えることができます。

また、教育事務所社会教育主事による社会教育拠点施設訪問（公民館等）については、従来の訪問にとどまらず、事業の企画立案から実施、振り返りまでを継続的に支援する日常的な支援や、個別相談体制の充実を図ることが有効です。これにより、新たな取組に挑戦しようとする公民館に対し、実践的かつ継続的な支援を行うことが可能となります。

さらに、県内外の実践事例を整理し、県のHPや県が運営する生涯学習情報サイト「まなびのWEB 宮城」に掲載するなど、職員が必要に応じて参照できる情報基盤を充実させることが望まれます。実践事例を蓄積・共有することで、職員相互の学び合いを促進し、各館の取組の充実につなげることができます。

公民館職員等の社会教育主事講習受講を促進し、社会教育の専門知識や企画力、コーディネート能力を体系的に身に付けた人材を育成・確保することも重要です。こうした人材の存在は、公民館事業の充実や、地域住民、学校、関係団体との連携強化において大きな力になります。

職員の学びが事業の活性化や魅力化につながり、ひいては新たな公民館利用者が増え、公民館が住民同士をつなぐ架け橋になることが期待されます。

提言3 多様な主体との連携やネットワークづくりの支援

掛 架

- 1 学校・大学・地域団体等との連携事例の紹介
- 2 県所管施設の活用促進、体験会の開催
- 3 外部人材や協力団体と公民館が連携するための支援
- 4 県内公民館相互の連携づくりの支援

公民館は、地域の学びを支え、住民同士の交流を促す拠点として重要な役割を果たしてきました。今後、ライフスタイルの変化や地域課題の多様化が進む中で、その機能をより一層発揮していくためには、公民館単独での取組にとどまらず、学校、大学、地域団体、関係機関等の多様な主体と連携・協働し、地域の人的・物的資源を効果的に生かしていく視点が重要です。このため、県には、公民館がこうした主体と円滑に連携できるよう、ネットワークの構築や情報提供を進めることが求められます。

現在文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組んでおり、学校と公民館が連携する事例も見られます。また、県内には、大学と公民館が連携して地域行事に取り組んでいる事例もあります。このような連携事例を紹介することで、勤務する公民館のおかれた状況や地域特性に応じて取り入れやすい連携の在り方を把握することが可能となり、新たな事業や協働の取組に挑戦しやすくなります。

県立自然の家や宮城県図書館等の社会教育施設を公民館事業に積極的に活用すること

により、学習内容の充実や事業の質の向上を図ることができます。県がこれらの施設を活用した体験会や講座等を開催し、職員が実際に体験することで、公民館事業に取り入れる具体的なヒントとなる機会の提供や社会教育に携わるネットワークの構築が見込まれます

公民館が必要とする外部人材や協力団体とつながるために、県の持つ情報等を活用し、支援を行うことも有効です。講師の確保や新規事業の立ち上げに際して、外部人材や団体に関する情報提供や助言を行うことで、限られた人的資源の中でも、地域住民の学習ニーズに即した事業を企画・実施しやすくなります。

さらに、公民館が単独で事業を進めることが難しい場合もあることから、地域や圏域単位で公民館同士が連携できる機会を創出することも有効です。県主催の研修会等を活用し、地域ごとの職員同士が情報交換する場を設定したり、複数の公民館が行う合同事業を県が支援することで、地域におけるネットワークの構築につながり、事業の幅を広げることができます。

こうした取組を通じ、公民館と学校、大学、地域団体等、多様な主体が掛け合わされることで、協働の取組の幅を広げ、地域住民との学びや交流の機会をさらに増やすことが期待できます。

参 考 资 料

1 先進地視察より（地域のコミュニティ拠点として機能している施設の実践例）

県内の現状と課題を受け、今期の会議では、住民の生涯学習の充実を図るため、特色ある取組を実践している公民館を訪問し、実地調査を行いました（県外の施設については、オンラインによる聞き取りを実施）。

1 調査施設

- (県内)・石巻市中央公民館(A) ・気仙沼市鹿折公民館(B)
・気仙沼市松岩公民館(C) ・多賀城市大代地区公民館(D)
・登米市米山公民館(E) ・大崎市西古川地区公民館(F)
・大崎市沼部地区公民館(G) ・七ヶ宿町公民館(H)
・村田町中央公民館(I) ・利府町公民館(J)
(県外)・広島県大竹市玖波公民館(K) ・島根県松江市立玉湯公民館(L)

2 調査で得られたこと

(1) 地域住民の実態・ニーズに即した事業(C)(H)※11

移住者が増加している現状を踏まえた、参加しやすい親子向け事業の開催、市民が講座内容を企画し講師も務める市民提案型の講座づくり、事業の対象や名称を工夫することで参加のハードルを下げる取組など、地域の特性を生かした柔軟な事業を展開することにより、継続して事業に参加する人が増えていました。

(2) 事業のねらいや成果の共有(D)(I)

共通の企画書や報告書様式の活用、定期的な振り返りの場の設定、共有フォルダ等を用いた情報共有をすることにより、職員が共通認識を持って事業に取り組める体制が構築され、職員の資質向上や組織力の強化にもつながっていました。

(3) 情報発信の工夫(C)(G)

紙媒体による広報誌に加え、ウェブサイトやブログ、SNSなどを活用し、地域に密着した情報を継続的に発信することで、住民の利便性が高まるとともに、若い世代やこれまで公民館との関わりが少なかった層にも情報が届きやすくなりました。

(4) 多様な連携・協働(A)(B)(C)(D)(E)(F)(G)(H)(I)(J)(K)(L)

福祉部局や社会福祉協議会、学校、地域団体、NPO、企業等と連携・協働し、役割分担を明確にしながら協力することで、公民館単独では実施が難しい事業が可能となり、地域全体を視野に入れた取組が展開されていました。

(5) 住民の自立的な学びの支援(A)(D)(E)

公民館の講座をきっかけにサークルが立ち上がったり、受講者がより深い学びを求め、主体的に活動する事例が見られました。公民館はサークル化するための助言

※11 タイトル右のアルファベットは「1 調査施設」の公民館名とリンクしている。詳細については、p15以降の各施設の取組参照。

を行ったり、受講者が一歩先の学びに移行するための情報の提供を行ったりして
きました。公民館が「学びのきっかけ」を提供する場として機能していました。

(6) 住民が事業の企画・運営を通して地域づくりに参画(E) (F) (J) (K) (L)

青少年や若者を含む幅広い世代の住民がボランティアや運営メンバーとして公
民館事業やイベントに参画することで、地域の一体感が高まり、次世代の担い手育
成にもつながっていました。公民館が住民に「支えられる存在」となり、共に成長
する拠点として機能している姿がうかがえました。

(7) 公民館スペースの有効活用(B) (C) (D) (J)

学習スペースや居場所としての開放、部活動の活動の場等若者や子供の活動拠点
としての活用、地域の安全や快適な生活を支える機能の付加など、公民館施設を柔
軟に活用することで、地域住民の利便性と満足度の向上が図られています。

今回訪問した公民館はいずれも、地域性を生かした先進的な実践に取り組み、事業の活
性化を図っていました。一方で、訪問を通して、これらの公民館でも働く世代の公民館利
用の促進やマンパワーや財源の確保など他の多くの公民館と同様の課題を抱えていること
が分かりました。しかしながら、いずれの公民館においても、こうした課題の解決に向け
て、創意工夫を凝らしながら新たな取組や挑戦を重ねている点が共通して見られました。

各施設における具体的な取組内容については、以下に紹介します。

石巻中央公民館の取組



■所在地

- ・石巻市日和が丘1丁目2-7

■職員体制

- ・館長1名、職員5名

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・他の公民館、家庭教育支援チーム等

■取組内容

- ・「木彫り教室」（令和6年度事業）
石巻市内外で実施される美術展の審査員や入賞者が講師となり6回シリーズで実施した。教室終了後、参加者からの要望によりさらに6回の教室を実施した。

■工夫したポイント

- ・立体彫刻の周知や美術展への出展者の増加を図りたい講師側の意向と、新規の事業を実施したかった公民館側のニーズを一致させた。
- ・講師を常時4名体制とし、きめ細かい指導を行った。

■成果・変化

- ・きめ細かい指導を行ったことで、参加者の興味や学びの意欲が高まった。
- ・受講者の要望により、令和7年度からは、サークルとして公民館で活動している。

■その他の特色ある取組

- ・「石巻市内の公民館の統一企画」
石巻市内11の公民館の統一企画として、令和6年度は、「公民館芸術祭」を企画し、各公民館から出場団体を募り、ステージ発表を行った。令和7年度は「石巻の美味」をテーマとし、スマートフォンで撮影した写真を募集し、写真展を行った。応募総数は、292点に上り、1次審査を通過した100点を石巻中央公民館に展示する予定としている。
- ・「いっしょクラブ（縁日）」
石巻市の家庭教育支援チーム主催の「縁日」を公民館が積極的にサポートすることで、より大規模で充実した内容のイベントとして開催している。参加者のニーズを捉え、ポップコーンブースを設置するなど工夫を凝らし、参加者が増加している。

■他の公民館へのヒント

- ・学ぶ側のニーズだけでなく、教える側のニーズ（教えたい、関わりたい人・団体）の把握も重要。

気仙沼市鹿折公民館の取組



■所在地

- ・気仙沼市中みなと町5番12号
鹿折ふれあいセンター内

■職員体制

- ・館長1名、職員2名

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・幼・小・中学校、地区振興協議会等の
地域団体、大学、NPO等

■取組内容

- ・「ワールドパーティ」
NPO法人、海外技能実習生、大学、ジュニア・リーダー等が食を通じてお互いを知り、交流を図ることを目的とした事業。

■工夫したポイント

- ・ジュニア・リーダーの資質向上を図るため、主担当をジュニア・リーダーに任せた。

■成果・変化

- ・事業の企画、運営を通して、ジュニア・リーダーの企画力や実践力が養われた。
- ・食をきっかけに、言葉の壁を越え、コミュニケーションをとることができた。
- ・ワールドパーティーへの参加をきっかけに市民運動会や公民館まつり、避難訓練などの公民館事業や地域行事にも参加する海外技能実習生が増えた。

■その他の特色ある取組

- ・「公民館スペースの活用」
貸館の需要が多く、活動する部屋を確保できないこともあるため、ジュニア・リーダーの定例会をロビーを開放して行っている。ロビーで若者が活動しているため、公民館全体に活気が生まれている。
- ・「出張公民館」
公民館に来館することが難しい方向けに集会場等を会場とした講座を開催している。
- ・「宮城県図書館所蔵複製資料展示会」
県図書館が所蔵する複製資料を無料で借り受け、公民館で展示している。
- ・「鹿折のおかしばなし読書感想画コンクール」
小・中学生が鹿折地域に伝わる昔話を読んで印象に残った場面を描き公民館で展示を行っている

■他の公民館へのヒント

- ・公民館講座を地域住民が参加しやすい夜間や休日に開催することで参加者が増えた。
- ・スポーツ少年団の送迎で来館する保護者をターゲットにした講座を開催し、子供を待つ時間に参加できるよう実施することで参加者が増えた。

気仙沼市松岩公民館の取組



■所在地

- ・気仙沼市松崎浦田143番地1

■職員体制

- ・館長1名、職員3名

■経営形態（管理者）

- ・指定管理（松岩公民館経営委員会）

■主な連携団体

- ・地区内の小中学校、福祉団体、他(市)の公民館等

■取組内容

- ・「市民提案企画」と「公民館特別企画」
「市民提案企画」では、提案者の思いを尊重しつつ、職員が講座の構成や資料づくりを支援しながら講座を開催している。また、社会課題など市民に学んでほしい内容を扱う「公民館特別企画」では、専門家による講座や学習会を実施している。

■工夫したポイント

- ・住民のニーズと公民館側が学んでほしい企画をバランスよく実施している。
- ・「市民提案企画」では、提案者がプレゼン資料を準備し、講師も務める。資料準備等が難しい場合は、職員が資料作成を支援したり、講座の構成について助言したりしている。

■成果・変化

- ・「市民提案企画」のうち、好評を博した事業が翌年以降、地域に伝わる伝説について学ぶ講座やそれを発展させたワークショップにつながるなど、地域住民が積極的に学びに参加するようになった。
- ・小学生や保護者を含め、「市民提案講座」への提案が増加している。

■その他の特色ある取組

- ・「Facebook、公式LINEを活用した情報発信の工夫」
公民館だよりに掲載できなかったお知らせや協力依頼、熊やイノシシの出没情報、避難所開設など緊急の通知等をSNSを活用して行っている。
- ・「公民館スペースの活用」
公民館施設をクーリングシェルターとして開放したり、学校の長期休業期間は体育館を開放し、小中学生の居場所作りにも取り組み、地域住民の利便性を図っている。

■他の公民館へのヒント

- ・公民館として提供すべき事業と地域住民のニーズのバランスが重要。
- ・住民が「おらほの公民館」と感じられるよう、魅力的な講座の開発や継続した情報発信を実施するとともに、講座の運営（進行・会場作成）にも住民が参画できるようにしている。

多賀城市大代地区公民館の取組



■所在地

- ・多賀城市大代5丁目1-46

■職員体制

- ・館長1名、職員6名

■経営形態（管理者）

- ・指定管理
（大代地区コミュニティ推進協議会）

■主な連携団体

- ・小中学校、関係各課、企業、NPO等

■取組内容

- ・「職員間の連携強化、情報共有の徹底」

担当する事業について、職員間で共有するため、月1回の全職員での会議に加え、日常にお互いに意見を求め、助言し合っている。シフト制での勤務のため、全員が共有できるシートをExcelで作成し、引継ぎや連絡に活用している。

■工夫したポイント

- ・企画書、報告書等の様式を必要に応じて改善し、本当に必要な内容が含まれるようにしている。

■成果・変化

- ・企画書の精度を上げることで、担当者自身が事業をより深く考えられる。また、経験の浅い職員でも事業に必要な内容を把握し、事業に当たることができる。職員間での事業の共有にも活用されている。

■その他の特色ある取組

- ・「ハンドメイド作家養成講座」

若年層のゆるやかなつながりを地域に生み出し、地域や社会へ成果を還元することを目的とした事業で、ハンドメイド作家を志す人や、親子で創作活動に挑戦したい人を対象にレジニアクセサリー講座を実施し、制作技術に加え、販売に必要なコンセプトづくりなども学ぶ内容とし、完成品を公民館まつり等で販売している。公民館では、講座終了後も受講者同士が自主的な情報交換や合同で作業する日を設定できるよう、LINEグループを作成するなどアフターケアも行っている。

- ・「公民館スペースの活用」

定期テストを控える中学生を対象に、会議室等を開放し、自宅や学校以外での学習環境を整備している。また、体育館を子供の遊び場として開放している。

■他の公民館へのヒント

- ・「少子高齢化」自体が課題ではなく、少子高齢化によって生じることが課題と捉えている。（例）高齢者が多い＝知の宝庫、少子高齢化による担い手不足＝課題
- ・地域をつなぐこと、地域につなげることが重要。

登米市米山公民館の取組



■所在地

- ・登米市米山町西野字的場181番地

■職員体制

- ・館長1名、事務局長1名、職員3名

■経営形態（管理者）

- ・建物：直営
- ・事業：業務委託
（西野コミュニティ運営協議会）

■主な連携団体

- ・地区内の小中学校、地域住民、地域団体、企業等

■取組内容

- ・「こつこつ体操教室」
フィットネス型運動サービス施設や接骨院などの地域医療と連携した体操教室。

■工夫したポイント

- ・体の状態を把握し、健康課題を発見するため教室の初回と最終回にインボディ（体成分分析装置）で筋肉量、基礎代謝量等を測定し、講師が受講生一人一人にアドバイスをを行った。
- ・体操だけでなく、介護保険や栄養についても講座に取り入れた。

■成果・変化

- ・参加者が、講座で学んだことを地域のお茶のみ会で広めていた。
- ・翌年も継続して講座を受講する人もいたが、講座で学んだ知識を生かし、介護保険を申請して公民館講座より専門的な内容の運動教室に通う人もいた。
- ・接骨院で治療し、仕事復帰した人や山登りなど目標を持つ人が増えた。

■その他の特色ある取組

- ・「SKET（スケット）隊」（登録制ボランティアスタッフ）
「SKET隊」には、中学生から大学生・社会人までが参加しており、地区コミュニティ・小学校合同運動会や夏まつりの運営等、公民館事業に地域住民とともに携わっている。地域の大人や子供たちと関わる機会、経験となっており、進学や就職で地元を離れた後もイベント時には地元に戻り活動を継続しているメンバーもいる。
- ・「GIO（ジーテン）」
小中高生の保護者世代（40代から50代）の地域住民が公民館に集まり、情報交換や事業企画をする会。世代間交流が生まれ、地域活性化に繋がっている。

■他の公民館へのヒント

- ・普段から公民館来館者に声を掛け、話しやすい環境づくりに努めている。
- ・公民館職員の役割として、住民のやりたいことを叶えるため、住民のニーズを把握し、事業の企画や講師の選定を行っている。

大崎市沼部公民館の取組



■所在地

- ・大崎市田尻沼部字富岡166番地

■職員体制

- ・館長1名、副館長1名、職員4名
(館長、副館長は田尻総合体育館と兼務)

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・沼部ふるさと委員会、田尻子ども会育成連絡協議会、大崎市田尻文化協会等

■取組内容

- ・「親子で楽しむパークゴルフ&サバ飯体験」(田尻子ども会育成連絡協議会と連携)
防災学習として、カセットコンロで湯を沸かしての炊飯や身近な菓子を使ったサラダ作りなど災害時に役立つ調理体験を行った。また、親子でパークゴルフを行い、最後に炊きあがったご飯にカレーをかけサラダと一緒に食べた。

■工夫したポイント

- ・調理時間(ご飯が炊きあがる時間)を活用し、田尻で盛んなパークゴルフ体験を実施することで、時間を有効活用し、学びと運動の両方を取り入れた。

■成果・変化

- ・サバ飯体験では、身近な器具や食品を用いた調理の仕方について体験を通して親子で一緒に学ぶことができた。パークゴルフ体験では、地域住民の協力を得ることで、対象となる小学生の学びに加え、協力者の自己有用感にもつながった。

■その他の特色ある取組

- ・「ボランティア証明書の発行」
ボランティア活動に参加した地域内の中高生にボランティア証明書を発行し、学校を通して本人に授与。
- ・「地区内の小中学校長会議への毎月参加と学校との連携」
学校との情報共有や地域に関する情報提供を年間を通して行っている。不審者情報等がある場合は、公民館が中心となり、地区内の小中学校へ情報提供している。
- ・「大崎市チャレンジdayへの協力」
事前申込制ではなく、当日希望者が公民館に来て活動に参加する形式をとることで、申込等の手続きを簡略化し、当日でもやりたいことができる体制を整えている。

■他の公民館へのヒント

- ・団体等と連携する際は、公民館が常に主導権を握るのではなく、連携先と役割分担をして取り組むことで無理なく事業を実施している。

七ヶ宿町公民館の取組



■所在地

- ・刈田郡七ヶ宿町字関 1 2 6

■職員体制

- ・館長 1 名
- 職員 2 名(教育委員会事務職と兼務)

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・健康福祉課、社会福祉協議会、町内外の団体等

■取組内容

- ・「親子を対象とした工作、陶芸教室」
- ・「働く世代の女性を対象とした女性応援講座」

■工夫したポイント

- ・七ヶ宿町は、若い世代の移住者が多く、小学校児童がいる家庭の半数以上が移住者であるという地域の特性を踏まえ、親子で参加できる事業を企画し、移住者と、もとの住民との交流の機会を設定している。
- ・若者の新規利用者増加を目指し、ネームバリューのある講師の招聘や、移住者自身を講師として新たな内容を取り入れるなど、利用者のニーズに合った内容や参加しやすい時間に講座を開設している。
- ・高齢者対象の講座を「大人の教養講座」に改称し、対象を限定せず参加しやすい環境を整備した。

■成果・変化

- ・移住者から直接、意見や要望等を聞くことができた。継続して参加する人が多い。
- ・女性応援講座では、毎回定員上限の申込みがあり、参加者から効果を実感する声が聞かれた。

■その他の特色ある取組

- ・「NO！ぼっち手紙運動」

七ヶ宿町公民館では、高齢者向け事業について健康福祉課や社会福祉協議会と定期的に協議し、お互いの強みを生かした協力・分担体制を明確化している。例えば、高齢者世帯を対象とした「NO！ぼっち手紙運動」は、町内の小中高生が学校での様子などを手紙にして高齢者に送る事業で、教育委員会、公民館、健康福祉課、社会福祉協議会、町内の小中学校等が横断的に連携し、推進している。

- ・健康福祉課、社会福祉協議会、公民館が月 1 回担当者会を実施し、情報共有を行っている。

■他の公民館へのヒント

- ・地域の実態やニーズ把握が重要。講座の内容や講師についても住民が参加したくなる企画を口コミや SNS で発信することにより新規参加者の獲得につながっている。

村田町中央公民館の取組



■所在地

- ・柴田郡村田町大字村田字西田28

■職員体制

- ・館長1名
職員8名（生涯学習課と兼務）

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・小中学校、地域ボランティア等

■取組内容

- ・「夏の子ども村キャンプ」「春の子ども村キャンプ」
少年教育の一環として、野外活動体験事業を年2回、各1泊2日で実施している。夏のキャンプでは、蔵王自然の家などを会場とし、魚つかみや沢のぼり、キャンプファイヤー等の活動を行い、春のキャンプは、村田町中央公民館や町民体育館で野外ハイキングやレクゲームを実施している。

■工夫したポイント

- ・中央公民館に所属する中学生・高校生によるジュニア・リーダーサークル「マボック」が小学生をサポートするなど、運営に参加した。

■成果・変化

- ・ジュニア・リーダーのサポートにより、大人主導ではなく、子供たちが主体的に考え、行動しようとした。
- ・ジュニア・リーダー自身が体験を通して資質向上を図る場となった。
- ・参加した小学生がジュニア・リーダーと触れ合い、憧れ、将来ジュニア・リーダーとして活動することが期待される。

■その他の特色ある取組

- ・「職員による定例会の開催」
月1回定例会を開催し、事業の振り返り、検証を職員間で共有している。定例会には教育長も参加している。
- ・「発見学習」
小学生対象の事業で、参加者が夕食、入浴を家で済ませて公民館に集合し、就寝までと起床後7時30分まで自由に過ごす。朝食の提供はない。発見合宿では、公民館を子供たちの「預かり」ではなく「集う場」として提供し、子供たちから遊びや学びについて尋ねられた場合に助言する形式をとっている。

■他の公民館へのヒント

- ・限られた職員数で事業を実施する際にジュニア・リーダーや地域の団体と連携することで、活動の質と安全が高まり、よりきめ細かい対応が可能となっている。

利府町公民館の取組



リフノスを中心とした新しいコミュニティを創ります
利府感動倶楽部 募集

利府感動倶楽部とは、皆さまの経験や知識、社会参加への意欲を活かし、利府町文化交流センターの運営をサポートしていただくための個人登録ボランティア組織です。

図書館を好きになる
公民館で学び合う
ホールで輝く

「Rifuture」～リフチャー～ 詳しくは裏面をご覧ください。

利府の人と想いを未来へとつなぐ、地域住民の活動拠点となることをめざします。リフノス開館から約1年余り、利府町にできた集いの場を拠点として、様々な活動が生まれています。既に活動されている方も、これからの活動を考えたい方も、みんな一緒に利府町とリフノスをイキモノで支えたいのがボランティアとして、「利府感動倶楽部」へ参加しませんか？

利府町文化交流センター「リフノス」
公民館：文化会館 ☎022-353-6114
図書館 ☎022-353-5031

〒981-0103 宮城県宮城郡利府町森郷字新権1番地11号1階
https://rifunos.jp/



第2回 町民参加企画 **2026 RIFU MUSIC Fes.**
リフミュージックフェス

2026年 1月10日
午前の部 10:00～12:00
午後の部 13:00～17:00

利府町文化交流センター「リフノス」
●目的の場 ●イベントスペース

利府感動倶楽部
利府町から、リフノスを運営をサポートするボランティアが運営。

キッチンカーも出店予定！お楽しみに！

■所在地

・宮城郡利府町森郷字新権の木前31番地1

■職員体制

・館長1名、副館長1名、職員3名、スタッフ13名

■経営形態（管理者）

・指定管理（利府みらいクリエイティブ）

■主な連携団体

・町内企業、商業施設、高校・大学、公益社団法人、NPO等

■取組内容

・「利府感動倶楽部」

「住民主体」をコンセプトとする利府町文化交流センター「リフノス」※が、住民主体の活動の活性化を図るために地域住民等に声掛けして発足したボランティア組織。月1回定例会を開き、「リフ・ミュージック・フェス」や「本の日」等のイベントを企画、運営したり、リフノスが主催するイベントにボランティアとして参加したりしている。

■工夫したポイント

- ・複合施設という環境を生かした事業を企画している。
- ・行政のHP等とは別に、メンバーがSNSで情報発信している。

■成果・変化

- ・住民の主体性が向上し、「自分たちでまちを面白くする」という意識を持って、活動する住民が増えている。
- ・日常生活では交わらない世代間の交流が発生している。

■他の公民館へのヒント

- ・住民を利用者（お客様）として扱うのではなく、「パートナー」として信頼し、連携している。

■その他の特色ある取組

・「あなたが主役！生涯学習まちづくり養成講座」

今後のまちづくりの担い手となる若者層の公民館利用を促進するため、近隣の高校と連携し、美術部、軽音部、華道部等文化部活動の活動場所として公民館施設を無料で貸与している。高校生のニーズに合った取組を行うことで、若者が公民館を身近に感じ、部活動以外でも来館するきっかけになることをねらいとしている。

※利府町文化交流センター「リフノス」：図書館、公民館、文化会館からなる複合施設。

広島県大竹市玖波公民館の取組



■所在地

- ・広島県大竹市玖波1丁目10-1

■職員体制

- ・館長1名、職員2名

■経営形態

- ・直営

■主な連携団体

- ・公民館が個々の住民とつながり、連携

■取組内容

- ・「地域ジン」

玖波公民館の活動を支えるボランティア住民スタッフで、公民館で開催される「学びのカフェ」という講座の受講生から自然発生的に立ち上がった団体。会計係や写真、ビデオの担当など公民館の運営も地域ジンが自主的に手伝っている。

■工夫したポイント

- ・職員がすべて決めるのではなく、あえて「余白」を残し、住民のアイデアを取り入れている。
- ・既存の組織、団体に頼らず公民館が個々の住民とつながり、連携している。

■成果・変化

- ・公民館の運営を地域ジンが自主的に手伝い、活動がスムーズに進むようになった。
- ・それぞれができる範囲で無理せず活動しており、それが長続きの秘訣になっている。
- ・やらされる仕事ではなく、「自分たちのプロジェクト」という当事者意識が生まれた。
- ・地域ジンの活動を通してネットワークが広がり、住民の地域課題への関心が高まった。

■その他の特色ある取組

- ・KUBAコレ
最もレトロなファッションが良しとされるファッションショーを体育館で開催。
- ・地球ジンまちカフェ
町内でのレトロな体験を通してまちの良さを再発見する企画。地域ジン中学生も活動に参加し、多世代交流を図っている。
- ・古民家deカフェ
旧街道添いにある宿場町の面影が残る地域を「うだつストリート」と名付け、古民家でカフェを開き、蓄音機コンサート等を開催。
- ・KUBAディスコ

■他の公民館へのヒント

- ・住民に集まってもらうための仕掛けとして、まずは楽しい事業を企画する。
- ・職員は、サポート役（黒子）に徹する。
- ・地域の方の声に耳を傾け、とにかくみんなで声を掛け合う。

島根県松江市玉湯公民館の取組



■所在地

・松江市玉湯町湯町 1796

■職員体制

・館長1名、職員3名

■経営形態（管理者）

・指定管理（地区運営協議会）

■主な連携団体

・地区内の学校、地域住民、団体

■取組内容

- ・「たまゆメンバーズクラブ（たまめん）」

玉湯町の青少年が互いに親睦を図りながら、地域住民とともにまちづくりに関する事業を企画・実行、または補助し、地域の活性化と自己実現を目指すボランティアグループ。玉湯地区の中高生、学生を中心とした会員数131名（令和8年2月現在）の組織で、平成18年に玉湯中学校（現玉湯学園）に公民館文化祭への参画を呼び掛け、参加したことをきっかけに、やりがいを感じた中学生たちによって結成された。月1回定例会を開き、事業の企画運営や、振り返り等を行っている。

■工夫したポイント

- ・メンバーや保護者、学校、地域住民にたまめんの活動の意義を理解してもらうため、都度話し合いを実施し、活動の振り返り場面を設定している。
- ・メンバーが楽しさを感じられるよう、参加を強制せず、参加しやすい魅力的な活動を展開している。
- ・公民館の文化祭で、正規の授業扱いで9年生（中学3年生）がスタッフとして活動している。
- ・玉湯学園9年生の卒業前に学校へ訪問し、たまめんの説明や勧誘活動を行っている。

■成果・変化

- ・中・高校生が地域で活躍し、大人も関わることで、町が活気づき、学校と地域の連携が一層強くなった。また、子供たちがふるさとへの愛着を持つことができた。
- ・社会人となったたまめんのメンバーが新たな団体T-ailes（ティルス）を立ち上げ、たまめんのサポートメンバーとして活動している。

■その他の特色ある取組

- ・「ボランティア喫茶『玉つばき』」

地域住民の憩いの場、情報交換の場として週3日、午前10時から午後3時まで実施している。うたごえサロンなど独自の事業を行い、住民の憩いの場となっており、年間約7,600人（令和6年度）が来場している。

■他の公民館へのヒント

- ・地域の活動で模擬店を出店し、「たまめん」として自己資金を得ることで、補助金等に左右されない安定した活動を実施できる。収益の一部は中学校の教育活動や義援金として寄付。

2 各施設のホームページ等一覧

	施設名	URL /二次元コード	備考
1	気仙沼市鹿折公民館	https://www.kesenuma.miyagi.jp/edu/s176/shishiko/20240618154026.html 	公民館だより
2	気仙沼市松岩公民館	https://www.facebook.com/profile.php?id=100081457286544 	Facebook
			LINE
3	大崎市西古川地区公民館	http://nishifurukawa-kouminkan.doorblog.jp/  にしふるかわ 公民館通信 blog版	にしふるかわ公民館通信blog版 X (旧Twitter)
		 西古川地区 公民館 X (旧Twitter)	
		https://www.facebook.com/nishifurukawachikouminkan/ 	Facebook
4	七ヶ宿町公民館	 @SHICHIKASHUKU	Instagram
5	利府町公民館		利府町文化交流センターリフノスHP
6	島根県松江市玉湯公民館	https://matsue-city-kouminkan.jp/tamayu/otayori/ 	公民館だより

3 公民館の経営改善の研究調査事例

本審議会委員、東北学院大学原義彦教授は、公民館の経営診断に関する研究調査をされています。この調査は、東北6県の公立公民館を対象として、2015年3月から5月にかけて実施され、主な調査項目は、経営上の課題の有無、課題解決の手だておよびその成果、さらに利用状況や予算などの概要が含まれます。これらの事例は、実際の現場で生じている多様な課題と、それに対する実践の結果を反映したデータとなっています。本研究調査報告については、以下のURLか二次元コードで検索していただくと全文が御覧いただけます。

(URL) (<https://air.repo.nii.ac.jp/records/3407>) ※12



※12 出典：「公民館経営診断技法のリンケージ開発に関する研究報告～公民館の経営改善事例の調査を通じて～」
(研究代表者原義彦 平成29年3月)

4 第38次宮城県社会教育委員の会議実地調査要項

- 1 目的 公民館等の社会教育施設（以下「公民館等」）の現状、課題を把握し、課題解決に向け、様々な実践を行っている公民館等の取組について調査し、意見書作成の資料とする。
- 2 主催 宮城県教育委員会
第38次宮城県社会教育委員の会議
- 3 主管 宮城県教育庁生涯学習課
- 4 調査対象施設 1の課題について、すでに取り組を行い、解決または改善している公民館等を県内5圏域から2施設程度ずつ訪問する。同じ圏域内の2施設の訪問は同日に実施する。公民館等の選出については、公民館等訪問を行っている各教育事務所社会教育主事に対象施設候補の選出協力を依頼する。
- 5 訪問者 第38次宮城県社会教育委員 3名程度
宮城県教育庁生涯学習課職員、所管教育事務所社会教育主事 若干名
- 6 調査時期 令和7年5月15日から6月5日まで
- 7 調査内容 ・事業の活性化、公民館の課題を解決するための取組について
・実践例の成果と課題について

8 訪問施設、訪問委員

訪問日	圏域	施設名（市町村名）	施設名（市町村名）	視察予定委員
5月20日	仙台	利府町公民館（利府町）	大代地区公民館（多賀城市）	野澤議長、増田副議長、佐藤委員、 勅使瓦委員
5月26日	大河原	七ヶ宿公民館（七ヶ宿町）	村田中央公民館（村田町）	我妻委員、高橋委員、原委員
5月27日	北部	沼部公民館（大崎市）	西古川地区公民館（大崎市）	坂口委員、菅原委員、門間委員
5月29日	東部	米山公民館（登米市）	中央公民館（石巻市）	原田委員、野澤議長
6月5日	気仙沼	鹿折公民館（気仙沼市）	松岩公民館（気仙沼市）	遠藤委員、加藤委員、松田委員
5月15日	県外	玖波公民館（広島県大竹市）	玉湯公民館（島根県松江市）	オンライン実施のため、研修会参加者

※県外施設の聞き取りについては、公民館等職員研修会の事例発表の中で実施

5 審議経過

回	開催日	審議内容
第 1 回	令和 6 年 7 月 29 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第 37 次宮城県社会教育委員の会議兼第 13 次宮城県生涯学習審議会「意見書」について ・令和 6 年度生涯学習課の施策等について ・社会教育関係団体事業補助金の交付について ・審議計画について
小委員会	令和 6 年 9 月 24 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回会議に向けた議論の整理
第 2 回	令和 6 年 10 月 25 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 38 次宮城県社会教育委員の会議兼第 13 次宮城県生涯学習審議会のテーマ及び審議内容について ・社会教育関係団体事業補助金の交付について ・「まなびの WEB 宮城」について
小委員会	令和 6 年 12 月 3 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回会議に向けた議論の整理
第 3 回	令和 6 年 12 月 17 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容・方法の検討
小委員会	令和 7 年 1 月 24 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回会議に向けた議論の整理
第 4 回	令和 7 年 2 月 4 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査（調査内容・方法の確認、意見書の概要等）について ・第五次みやぎ子ども読書推進計画について（中間報告等）
実地調査	令和 7 年 5 月 15 日 (木) ～ 6 月 5 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・県外先進事例の事例発表 ・県内先進事例 10 施設の訪問、実地調査
第 5 回	令和 7 年 7 月 28 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの審議の概要、経過の確認 ・実地調査の情報共有と意見書の概要について ・第五次みやぎ子ども読書推進計画について
小委員会	令和 7 年 9 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 38 次意見書骨子（案）」について
小委員会	令和 7 年 10 月 28 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回会議に向けた議論の整理
第 6 回	令和 7 年 11 月 19 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 38 次意見書（概要）」について ・「まなびの WEB 宮城」について
小委員会	令和 8 年 1 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 7 回会議に向けた議論の整理
第 7 回	令和 8 年 2 月 10 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 38 次意見書（案）」について ・第五次みやぎ子ども読書推進計画について（中間報告等）

6 第38次宮城県社会教育委員兼第14次宮城県生涯学習審議会委員名簿

No	氏 名	役 職 名
1	我 妻 聡 美	白石市立白石南小・中学校校長
2	遠 藤 智 栄	地域社会デザイン・ラボ代表
3	加 藤 拓 馬	一般社団法人まるオフィス代表理事
4	坂 口 清 敏	上杉チャネル元代表 (東北大学大学院教授)
5	佐々木 篤志 (～R7.4.24) 木村 奈緒子 (R7.4.25～)	宮城県PTA連合会副会長
6	佐 藤 作 智 栄	NPO 法人子育てひろば「夢ふうせん」副理事長
7	菅 原 真 枝	東北学院大学教授
8	高 橋 純 子	亘理町立荒浜小学校校長
9	勅 使 瓦 理 恵	名取高等学校校長
10	野 澤 令 照	利府町文化交流センター「リフノス」センター長
11	原 義 彦	東北学院大学教授
12	原 田 直 信	株式会社「つなぐ」代表取締役
13	増 田 恵 美 子	富谷市教育委員会委員
14	松 田 道 雄	尚綱学院大学教授
15	門 間 佐 代 子	大崎市教育委員会沼部公民館館長

【任期】 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで (社会教育委員)

令和7年2月1日から令和9年1月31日まで (生涯学習審議会委員)